

栃木ミサワホーム株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動契約を策定する。

1. 計画期間 平成29年11月1日 ～平成31年10月31日

2. 内容

*目標1：計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする。

男性社員 …… 育児・介護休業規程等規程で定められた休暇制度を計画期間中に1人以上取得すること

女性社員 …… 育児休業等取得率を80%以上にする

<対策>

平成30年1月～ 社内広報誌や社内イントラネットの利用による、男性も育児休業等取得できることの周知

平成30年8月～ 管理職を対象とした、男性の育児休業等取得についての研修の実施

*目標2：有期契約社員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする

<対策>

平成30年1月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

平成30年6月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

平成31年1月～ 職場内広報誌・社内イントラネットなどで取得促進を行う